

よくある質問 <FAQ>

2026年2月更新

JICE 日本語教育・就労支援センター

JICE日本語講師（登録制）に応募するにあたり、主な日本語教育事業である、外国人就労・定着支援研修（以下、就労研修）、応募方法・登録制、案件限定講師に関して、よくいただくご質問をまとめました。

就労研修

1 研修内容：就労研修とはどんな研修ですか。

事業の概要は、下記をご覧ください。パンフレットも網羅的に記載されています。

<https://www.jice.org/tabunka/>

2 研修形態：集合型とオンラインのどちらの形式が多いですか？

集合型が多いです。対象地域の場合、集合型に入れる方に優先的に仕事を依頼しています。募集状況により、集合型からオンラインにコースが変更になる場合もあります。

3 会場：就労研修の会場はどこですか？

研修形態により、オンラインの場合はZoom、集合型の場合は基本的に各地域の公共施設等（全国約100か所）を借りて利用しています。年度によって会場変更の可能性がります。

4 時期：就労研修はいつ実施されますか？

年度（4月～3月）を通して、開講時期はおおよそ5月頃、9月頃、11月頃に多くのコースが開かれます。

一コースの実施期間は約3か月（100時間）です。集合型研修は、地域によって年間のコース数は異なります。オンライン研修は、定期的を開催しています。

5 時間帯：就労研修の時間帯はどのように設定されていますか？

基本的に平日で、午前・午後・夜間の3つの時間帯があります。クラスによって異なりますが、オンラインは8時30分開始、集合型は9時開始が多いです。夜間はオンラインは18時開始、集合型は19時から21時が多いです。

集合型研修は午前・午後は3時間、夜間は2時間です。オンライン研修は午前・午後は4時間、夜間は3時間です。

6 人数：就労研修の参加人数は何人を予定していますか？

一クラスの定員は20名です。オンラインは、二グループ（10名ずつ）に分けて授業を行います。

7 受講者：就労研修の対象となる受講者はどのような方々ですか？

日本国内で就労可能な在留資格を持ち、安定的な就職を希望する方が対象です。在留資格は永住者・定住者・日本人/永住者の配偶者等が多いです。参加者の国籍は地域によって異なりますが、多国籍の場合が多いです。就労意欲があり、毎日参加できることが条件です。

一番下のコースは平仮名から始め、全く日本語が話せない場合もあります。

8 教授法：就労研修ではどのような教授法で教えますか？

直接法で課題遂行型の授業を行います。文法積み上げ型の授業とは異なります。翻訳付きオリジナルテキスト、教室実践の参考になる授業実践ガイド（仮称）があります。

9 設備：就労研修では、会場のプロジェクターは使用可能ですか？

集合型研修で利用する会場は、場所によって設備条件が異なるため、一律にプロジェクターの使用が可能ではありません。そのため、集合型研修では、現状プロジェクターを使わない想定で（紙の絵カードなどアナログで）授業準備をしていただいております。

10 担当：就労研修では、チームティーチングを行いますか？

はい。各コースには1名担任の方がいて、複数の講師によるチームティーチングとなります。日々の引継ぎは、授業報告書を通して行い、出欠や成績状況を合わせて共有しています。開講前、中間、閉講後の3回、コース担当者で打合せの機会があります。

11 テキスト：就労研修で使用するテキストはどのようなものですか？

凡人社から出版しているテキスト『はたらくための日本語』シリーズをレベル別で使用します。ご担当の際には担当レベルのテキストをJICEからお送りします。受講者には会場で配布します。

12 印刷物：就労研修で配付される資料や教材はJICEから支給されますか？

JICEで、カリキュラムに合わせて授業に必要な資料を準備しています。オンラインの場合は共有可能なPPTがあります。追加でご自身で作成される場合はコピー代の領収書を提出して請求可能です。（枚数制限があります）

応募について

1 履歴書：履歴書にはどのような情報を記載すれば良いですか？

フォーマットの指定はありませんが、一般的な様式（日本式の写真添付があるもの）でお願いいたします。教授歴は提出日までの内容でご提出ください。

2 職務経歴書：授業時間数の計算方法を教えてください。

おおよそで結構です。90分は1.5時間で計算してください。証明書類は必要ありません。1か所で1,000時間を超えていても、他機関での経験時間も記載してください。

3 応募資格：1000時間に足りない場合、応募できませんか？

人材募集ページに記載の日本語教師資格を満たせば、ご経験が少ない方でも応募可能です。経験時間数や技量によって段階がありますので、詳しくはHPをご確認下さい。

4 応募資格：学校以外の経験はどのように評価されますか？

プロとしてクラス授業を行っていれば、企業研修なども指導経験時間数の対象です。ただし、ボランティアは含まれません。ボランティアや個人教授の経験がある方は、案件限定講師にご応募いただけます。

5 応募資格：JICA青年海外協力隊員として、海外の学校で教えた経験は「ボランティア」の経験扱いでしょうか。

ボランティアではなく、日本語教授経験として加えていただけます。

6 応募資格：養成講座が文化庁認定ではない場合、応募は可能ですか？

大学での日本語教育主専攻／副専攻、日本語教育能力検定試験合格者、または登録日本語教員であれば、応募可能です。

7 応募書類：証明書が期限に間に合わない場合、どうすれば良いですか？

先に揃えられるものを提出し、遅れる旨を伝えてください。

8 応募資格：養成講座を3月に修了し、6月に資格が取れる予定です。資格取得見込でも応募できますか。

現時点で、要件を満たしていらっしゃらないため、資格取得後にご応募ください。

9 年齢制限：年齢制限はありますか？

設けていませんが、体力やITスキルに応じて応募をご検討ください。

10 居住地：海外在住の場合、応募は可能ですか？

国内に教材受取などが可能な連絡先と、銀行口座があれば応募可能です。ただし、時差による手当はありません。

11 専門性：就労分野の日本語教授経験がない場合、応募は可能ですか？

可能です。授業のご担当が決まったらオンラインでの新任研修があります。コース開始後も都度メールで主任やチームの先生方と相談できます。

12 専門性: 英語ができない場合、応募は可能ですか？

直接法なので問題ありません。

13 募集頻度: 募集はどのくらいの頻度で行われますか？

年に1回以上行っています。(全国募集は毎年2月ごろ)

14 登録のみ: 登録のみ可能ですか？

基本的にすぐに授業のご担当が可能な方に登録していただきたいです。子育て中や介護中など条件付きの方の応募は可能です。

15 再応募: 再応募は可能ですか？

可能です。模擬授業については書類選考通過後、改めて知らせます。

16 雇用形態: 雇用形態はどのようなものですか？

業務委託(登録制)となります。日本語講師として登録後、業務実施上の条件に合う方に個別にご連絡し、案件毎に当センターから業務依頼を行い、業務委託契約を取り交わします。

17 勤務地: 複数地域歓迎とは具体的にどういう意味ですか？

1か所だけでなく、複数の地域で勤務できる方の応募を歓迎しています。例えば、お住まいの地域の近隣他県などです。都市部では、1地域しか勤務できない場合、依頼が難しいことがあります。地方の太字地域は1か所でもぜひご応募ください。

18 移動方法: 車通勤は可能ですか？

自家用車での通勤は可能です。走行距離に応じてJICEの既定額をお支払いします。

19 勤務地: オンラインのみの勤務は可能ですか？

集合型実施地域については集合型も可能な方に登録していただきたいです。

20 面接場所: 面接はどこで行われますか？

原則、JICE本部(東京新宿区)・中部支所(名古屋市)・関西支所(茨木市)・中国支所(広島市)・九州支所(北九州市)にて実施します。

21 採用試験: 二次試験はどのような内容ですか？

書類選考を通過された方は、二次試験に進んでいただきます。内容は面接と模擬授業です。模擬授業は課題をお送りし、事前に提出していただきます。

二次試験当日は、面接での人物試験と、模擬授業での技術試験があります。模擬授業では、15分程度の実技、質疑応答を行います。

案件限定講師について

1 業務内容: 案件限定講師の仕事は、具体的にどのようなものがありますか？

JICEでは、就労者のほか、留学生、生活者、児童生徒、難民等を対象とした日本語教育を実施しています。案件限定講師の方は、この中で日本語指導経験等の制限が設定されていない案件からお声がけいたします。

2 授業形態: 案件限定案件の授業は、対面・オンライン両方ありますか。それぞれの割合はどうか。

両方あります。割合は明確ではありませんが、年々オンライン授業が増えてきています。

3 応募資格: ボランティア経験しかありません。証明する方法がないのですが、登録は可能ですか。

日本語指導経験にかかる証明書のご提出は不要です。職務経歴書に詳細をご記載ください。

4 採用試験: 案件限定講師の試験と、本登録講師の試験は違いますか。

二次試験で、人物試験、技術試験を行う点は、同じですが、技術試験(模擬授業)の課題は、本登録と案件限定講師で異なります。

5 ステータス変更: 案件限定講師から本登録講師になるためには、どうしたらいいですか。

再度、JICE日本語講師の募集時にご応募いただき、書類選考、面接・技術試験に合格していただく必要があります。

6 応募資格がある場合：案件限定講師が新たに設定されたが、最初は本登録講師で応募したものの、本登録講師としては不合格となった場合、案件限定講師を案内してもらえる可能性がありますでしょうか。

はい、こちらから打診し、ご承諾いただければ、案件限定講師として登録していただけます。

登録について

1 勤務地: 登録は場所ごとに行う必要がありますか？

いいえ。講師登録の際に勤務可能な場所をまとめてご登録いただきます。

2 案件数: 案件数はどのくらいありますか？

1人当たりの案件数は人によって異なります。案件の内容と講師の方の適正、勤務可能な時間帯などを加味してご依頼をさせていただきます。就労研修については、全国100都市にて開催され、1か所で時間別に複数コースが実施される場合もあります。また、就労研修以外の案件をご案内することもあります。昨年は約300名以上が稼働しました。

3 登録状況の変更: 登録状況の変更はどのように行いますか？

引越越し等で右記の情報に変更がある場合は、その都度、ご連絡ください。（氏名、戸籍名、住所、最寄り駅、電話番号、メールアドレス、インボイス発行事業者登録、登録日本語教員登録、謝金等振込口座、緊急連絡先）

4 稼働依頼の時期: 稼働依頼はいつ行われますか？

コースの開講時期によって様々です。概ね、開講1か月前には依頼しています。

5 依頼の確約: 稼働依頼の確約はありますか？

業務委託契約ですので、年間を通しての配置を保証するものではありません。

6 研修の有無: 登録後に研修はありますか？

はい。登録後、新任の方へのオンライン研修のほか、年1回、JICE日本語講師全体研修があります。新任の方には担当の主任日本語講師が授業モニタリングに伺い、フィードバックや指導をさせていただきます。

7 担当時間: 授業担当時間はどのくらいですか？

講師の登録をしていただき、事業内容や講師のアベイラブルが合う方に依頼をさせていただく形になります。実際の業務依頼の有無や確定した時間を予めお伝えすることはできません。就労研修をご担当いただく場合、多くの方は1コースあたりの担当は週1～2回となるケースが多いです。1回の授業時間は2～3時間です。就労研修以外の案件は様々です。年間52時間以上のご稼働がある場合は、登録日本語教員試験のための、日本語教育機関の在職証明書の発行が可能です。

8 アベイラブル（担当可能日）: アベイラブルの状態をどのように提出しますか？

毎年、年度初めに授業ご担当可能な場所や曜日、時間帯について登録していただきます。もし変更が必要になった場合は、随時変更ができます。最新のアベイラブルに基づいて業務の依頼をします。依頼を受ける際、ご都合が悪く応じることができない場合は、断ってもペナルティ等はありません。

9 登録日本語教員: 登録日本語教員の資格は必須でしょうか？

文科省認定日本語教育機関（就労）ですので、経過措置期間終了後は、認定課程を担当する講師は登録日本語教員資格が必須となります。

10 登録日本語教員: 経過措置期間中に、現職者になれるコースは、限定されていますか。

JICEは文部科学大臣が指定した日本語教育機関に該当するため、JICEのコースで既定の時間以上稼働すれば現職者となります。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03222.html

11 登録期間: 登録期間はどのくらいですか？

登録後10年稼働がない場合は、登録抹消となります。一度でもご担当があれば自動継続されます。